
和田労務経営事務所通信（第25号）

いつもお世話になります。

おとといの水曜日の朝、白く霞んだ空に驚いた方も多かったのではないのでしょうか？PM2.5について今まであまり気にしていなかったのですが、この日の尋常じゃない空にちょっと恐怖を覚えました。

手っ取り早い対策は「できるだけ外出は控えること」だそうですが、外出をしないとビジネスが成り立たないので困ったものです。中国政府には徹底的な対策を求めたいですね。

さて、ソチオリンピックが閉幕しました（パラリンピックを除く）。夜中に競技が行われるのであまり見ることもないと思っていましたが、フィギュアスケートをはじめ結構見てしまいました。

競技を見ていて面白いと思ったのは、カーリングですね。これがスポーツなのか？という素朴な疑問はありますが、戦略を一緒に考えながらじっくり落ち着いて見れるのが良いですね。

スポーツというより、将棋や囲碁、チェス（ルールは知りませんが）、麻雀の対戦（対局）を見ているような感じでしょうか。

=====

■■■■■ 本日のメニュー ■■■■■

- 1、近況・・・退職金等各種規定、規則の内容の詰め
- 2、コラム・・・社有車を私用させる際の使用者責任とは？
- 3、トピックス・・・時給引上げで支給される業務改善助成金の対象地域拡大
- 4、あとがき・・・「ふるさと納税」をご存知ですか？

1、近況・・・退職金等各種規定、規則の内容の詰め

1月、2月は稼働日数が少ないので、バタバタしてしまいますね。先月に引き続き就業規則等諸規定の見直し、内容の確認の業務が多くありました。

その中で経営に大きな影響を与えるのが「退職金規程」です。支出額が大きいため、見直しによって会社の経営は勿論、従業員のモチベーション、帰属意識にも大きな影響を与えます。

経営陣から退職金制度自体を無くしたい。無くすまでは行かなくても大幅削減したいというご希望をお聞きます。厳しい経営環境の中、給与や賞与に比べ金額が大きい割に、支給する意義を見出せないこともあるでしょう。

退職金とは長期勤続に対する功労の意味合いがありますが、成果に対して報酬を支払うという今の風潮と合わないのも事実です。パナソニックは退職金と前払いを選択できる制度になっていますが、若い人は前払いを選択する率が高いそうです。

今、退職金制度がある会社はこの制度をどうするのか、残すとしても従業員のモチベーションや帰属意識のアップにどう結び付けていくのか考えていく必要があるでしょう。

2、コラム・・・社有車を私用させる際の使用者責任とは？

京都祇園で2年前の4月に自動車が暴走し7人が死亡、12人が重軽傷を負った事故について覚えておられると思います。事故の原因が運転手がてんかんの患っていたということでニュースでも取り上げられ、この事務所通信でも取り上げました。

この事故で犠牲となった遺族の1人が会社と両親への損害賠償を求めて提訴した裁判の判決が先日あり、京都地裁は会社と両親に対し合わせて5200万円の支払いを命じました。

遺族は会社に対し「従業員が車を暴走させた「使用者責任」がある」と主張し、それが認められた形です。これは遺族の1人の判決ですので、他の遺族についても同じような裁判、判決が下れば経営にも影響を与えることになり得ます。

会社が従業員に業務で車を運転させる際には、運転に支障がある傷病があることを知っていて運転させてはいけないことは勿論、傷病の有無を把握する義務も会社が負っています。

今回の事故は「てんかん」というわかりやすい傷病でしたが、精神疾患や脳、心臓疾患等であっても把握義務があるでしょう。持病がある場合は別の業務に就かせる等の措置も必要となってくると思います。

社用車を使用する会社については、通常のデスクワークのみの会社よりもしっかりとした健康管理が求められると同時に、賠償への備え（損保等）も必要と言えるでしょう。

3. トピックス・・・時給上げで支給される業務改善助成金の対象地域拡大

ここ数年、最低賃金の引上げが立て続けに行われていますが、最低賃金の引上げによって影響を受ける中小企業に対する様々な支援を行っています。

その中の一つが「業務改善助成金」といわれるもので、今回支給対象地域が拡大され、関西では京都府、兵庫県が対象地域に加えられました（奈良県、滋賀県、和歌山県は既に対象となっていますが、残念ながら大阪府は対象地域になっていません）。

この助成金は、事業場内のもっとも低い時間給を、計画的に800円以上に

引き上げる中小企業に対して、就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備・機器の導入、研修等の実施に係る経費の2分の1（上限100万円）を助成するものです。

経費の例として、

- ・就業規則の作成や改定
- ・賃金制度の整備
- ...社労士や外部コンサルに支払う経費
- ・労働能率の増進に資する設備・機器の導入
- ...POSレジシステムの購入費用や工場、店舗等の改装、機器等の購入費用等となっています。

この機会に社労士を有効活用してみてもはいかがでしょうか（笑）。

=====

4、あとがき

「ふるさと納税」ってご存知でしょうか？

好きな地方自治体に寄付することによって、寄付した額のうち2,000円を超える部分について一定限度まで税額控除される制度ですが、寄付をすると税額控除になるだけでなく、自治体によっては寄付の特典として「お礼の品」が届くことが話題になり、テレビや雑誌でもふるさと納税の特集が組まれたりしています。

ふるさと納税といっても、別に自分の故郷でなければならないわけではなく、税収の地域間格差を是正する目的で取られた施策ですから、任意の地方自治体に納税することになります。

では、どの自治体に納税するのか？これについて各自治体がそれぞれ競って「特典」を付けて寄付を募ることになります。

この「特典」が話題となっています。基本は各自治体の特産品が送られます。自治体としても地域活性化につながる側面があるわけです。

例えば、1万円の寄付でお米や肉類、ワインやお酒等それなりの金額の品が届きます。

私も昨年末、寄付をしました。そのうちの 하나가鳥取県で、1万円の寄付で7000円相当のワインのセットが先日届きました。面白かったのが、県内の観光施設の割引券も入っていたことです。

鳥取に行ってお金を落としてください！ということなんでしょう（笑）。

皆さんも一度チャレンジしてみられてはいかがでしょう？

最後まで読んでいただき、ありがとうございました。

=====

ご意見、ご感想はこちらまで

↓

e-mail mar-wada@kg7.so-net.ne.jp

和田労務経営事務所

株式会社和田コンサルティングオフィス

〒540-0012 大阪府中央区谷町5丁目3-21 ニューライフ谷町101号

TEL 06-4304-5451 FAX 06-4304-5452

+++++